

平成27年度剣道段位(初段～三段)審査会 実施要領

一般財団法人 長野県剣道連盟

1 主催 一般財団法人 長野県剣道連盟

2 期日・会場

審査会	期日	会場・所在地	受審資格
※1 二・三段 審査会	平成27年4月12日(日)	麻績総合体育館 東筑摩郡麻績村麻8425 電話0263-67-2240	高校生のみ受審可
	二・三段の申込みについては、次の受審資格を確認してください。 ○三段受審者:平成26年5月以前に二段を取得した者 ○二段受審者:平成25年5月以前に初段を取得した者		
第1回	平成27年5月24日(日)	大町総合体育館 大町市常盤5638-44 電話0261-22-8855	初～三段受審者
第2回	平成27年9月6日(日)	塩尻市櫛川体育館 塩尻市大字奈良井1064 電話0264-34-3723	初～三段受審者
第3回	平成28年1月24日(日)	風越公園総合体育館 北佐久郡軽井沢町大字発地1157-6 電話0267-48-2145 【予備会場】 ※2小諸総合体育館	初～三段受審者
	二・三段の申込みについては、次の受審資格を確認してください。 ○三段受審者:平成26年12月以前に二段を取得した者 ○二段受審者:平成25年12月以前に初段を取得した者		

※1 高校生の二・三段受審希望者で、「二・三段審査会(4/12)」を受審する場合、「第1回審査会(5/24)」を受審することはできません。

※2 第3回審査会は、軽井沢サミットが決定した場合、小諸総合体育館に変更になります。

3 受付時間

- ◆初段 午前8時30分～9時00分 開会 午前9時15分
 - ◆二・三段 午後12時00分～午後12時30分 開会 午後1時00分
- 再受審者(形または学科)受付は、受審する段位に準ずる

※4月12日(日)二・三段審査会の受付時間は下記の通りです。

- ◆二・三段 午前8時30分～9時00分

4 支部・加盟団体の申込み締め切り

- 二・三段審査会:平成27年3月29日(日)
- 第1回審査会 :平成27年4月26日(日)
- 第2回審査会 :平成27年8月2日(日)
- 第3回審査会 :平成27年12月20日(日)

5 受審資格 (受審する月が、現段位の合格月と同じか、それ以前であること。)

- (1) 初段 剣道一級受有者で満13歳以上の者。(審査会当日に13歳に達した者)
- (2) 二段 初段受有者で、受有後1年以上経過した者。
- (3) 三段 二段受有者で、受有後2年以上経過した者。
- (4) 再受審 過去1年以内の審査会における実技合格者で日本剣道形及び学科が不合格の者。
- (5) 二・三段審査会、第3回審査会で二・三段を受審する者の資格については「2」に示したとおりである。

6 審査方法

公益財団法人全日本剣道連盟剣道称号・段位審査規則及び長野県剣道連盟称号・段位審査規則による。

7 審査科目(居合道、杖道については別に定める)

- ① 実技(切り返し、稽古一人2回)
- ② 日本剣道形【初段：一・二・五本目 二段：太刀五本まで 三段：太刀七本まで】
- ③ 学科 初段～三段学科審査要項に従う(別紙)

8 申込方法

- (1) 受審者は「段位審査申請書」(第3号様式-1)を作成し、自身が所属している団体または支部、加盟団体(中体連・高体連に加盟している部活動及び警察関係を含む)に「3 申込み締め切り」の期日までに申し込むこと。
- (2) 現段位を他都道府県で取得した場合は、「一般財団法人長野県剣道連盟入会申込書」(第5号様式)を自身が現在所属している団体または支部・加盟団体に提出する。入会金については、審査会当日の受付時に納入すること。
- (3) 各支部・加盟団体は、受審者の「段位審査申請書」(第3号様式-1①)及び「入会申込書」(第5号様式)、添付書類(一級合格証の写し)等を取りまとめ、「3 申込み締め切り」の期日までに一般財団法人長野県剣道連盟会長宛として、県連事務局に送付すること。
- (4) 剣道形及び学科の再受審は、「11再受審の手続き」による。
- (5) 「段位審査申請書」の様式は別掲第3号様式-1①を用い、「記載上の注意」をよく読んで記入すること。
- (6) 「一般財団法人長野県剣道連盟入会申込書」の様式は別掲第5号様式を用い、「記載上の注意」をよく読んで記入すること。
- (7) 申請書類の様式は、支部又は加盟団体事務局に問い合わせるか、一般財団法人長野県剣道連盟ホームページからダウンロードができる。

9 審査料・登録料及び証書について

- (1) 審査料、入会金((3)の申請者のみ)は別表1の所定の金額を、審査会当日受付に納入すること。
- (2) 合格証書は全剣連より送付後、県事務局が合格者個人に郵送する。

10 審査結果

- (1) 合格発表は会場内で合格者番号を掲示する。
- (2) 不合格者で希望する者に、審査結果の内容を開示する。
- (3) 実技合格者で日本剣道形又は学科の不合格者には、「再受審票」を発行し、不合格であった審査科目のみの再受審ができる。

11 再受審の手続き

- (1) 再受審の有効期限は日本剣道形又は学科の審査不合格日より1年間(同月の審査会まで)とし、1回に限り受審できる。また、再受審の受審で不合格であった場合、次回は実技審査より受審することとなる。
- (2) 再受審受審者は、審査会実施要領に従い、申込期限までに自身の所属団体または支部・加盟団体に、「段位審査申請書」(第3号様式-1①)に「再受審票」(原本)を添えて申請すること。再審査料は通常の審査料の半額とする。
- (3) 再受審者の受付時間も受審段位の受付時間と同じとする。
- (4) 準備期間の修練を十分に積み、万全を期してのぞむこと。また、手続きに必要な「再受審票」を紛失しないこと。

12 その他

- (1) 受審に必要な、剣道用具、木刀については各自で用意する。ただし、個人を限定するもの(所属団体名や校名も含む)の着用は避けること。
- (2) 貴重品等の管理は各自で行うこと。
- (3) 欠席の場合は、県事務局(下記)に連絡すること。

審査に関する問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人 長野県剣道連盟 〒380-0844 長野市諏訪町503
電話:026-237-8939 Fax:026-235-8266